

新潟市道路指定申請書及び添付図書作成要領

1 申請書、通知書の作成要領

(1) 申請者

建築基準法第42条第1項第5号に定める道路を築造し、道路の位置の指定（変更・廃止）又は同法第2項及び第3項に定める道路の変更・廃止を受けようとする者をいう。なお、住所を記載し署名捺印すること。ただし、法人の場合には記名捺印とすることができる。また、使用する印鑑については登録印とすること。

(2) 代理者

申請者に代わり、申請に関する事項についての責任を持つ者をいう。なお、代理者を定める場合は、申請に関する事項を委任する旨の委任状を添付すること。

(3) 図面作成者

申請者によらない場合で、図面を正確、明瞭に作成する事ができる者とし、建築士、測量士、土地家屋調査士等とする。

(4) 築造主

申請者をいう。

(5) 申請道路

ア 指定道路が屈曲又は幅員が異なるごとに、添付図面と一致した符号を付し、幅員及び延長をメートル単位で、少数第2位まで記載し、少数第3位以下は切り捨てとする。

イ 関係敷地の地名地番は、道路となる土地の地名地番を登記簿により記載する。なお、道路となる部分が一筆の土地の一部である場合は「の内」と記載する。

ウ 自動車の転回広場は、転回広場ごとに、添付図面と一致した符号を付し、幅員、長さ及び関係敷地の地名地番については、道路となる土地の記載方法と同様とする。

(6) 道路の標示方法

道路と他の部分との境界を明確にする方法（側溝、コンクリート杭等）を記載する。

2 添付図書の作成要領

(1) 関係図書として築造計画書及び申請書に次の表の○をつけた図書を添付するものとする。ただし、通知書（副本）についてはその写しとすることができる。

添付図書	築造計画書	申請書
ア 付近見取図	○	○
イ 地籍図（公図写し）	○	○
ウ 平面測量図	○	○
エ 土地利用計画図	○	○
オ 求積図	○	○（廃止は不要）
カ 排水計画図	○	○（廃止は不要）
キ 道路縦横断面図	○	○（廃止は不要）
ク 橋等構造図	○	○（廃止は不要）

ケ 土地台帳附属地図（公図）原本の写し （法務局での謄写年月日、登記官名記載のもの）	○	○
コ 築造完了後の道路の写真（幅員・延長の寸法が分かるもの）及び撮影方向を示した図	—	○（廃止は不要）
サ 承諾書等	—	○
シ （3）エ（キ）の警察や道路管理者との協議を行った議事録	○	○（廃止は不要）

（2）添付図面作成要領

図面の種類	明示する事項	縮尺
付近見取図	1 方位 2 縮尺 3 地形 4 付近の目標及び建築物の状況 5 街区 6 既存道路 7 指定道路の位置及びこれを利用する土地の範囲	1/10, 000 及び 1/1, 000～ 1/5, 000
地籍図 （公図写し）	1 方位 2 縮尺（公図のとおり） 3 地目、地名、地番、地番界 4 指定道路の位置及びこれらを利用する土地の範囲 5 指定道路の土地の各権利者 6 これを利用する土地の各権利者 7 廃止・変更の場合は、道路に隣接する土地の各権利者名及び既存建築物の敷地使用関係	公図のとおり
平面測量図	1 方位 2 縮尺 3 地目、地名、地番、地番界 4 水路、農道等 5 接続道路の種別、幅員、番号又は通称 6 指定道路の位置、幅員、延長、勾配 7 すみ切り、転回広場の寸法 8 指定道路の土地の各権利者 9 側溝等の排水施設及び経路 10 崖、擁壁等の位置、形状 11 土地の高低その他の地形形状の特記すべき事項 12 既存建築物の配置、用途及び出入口の方向 13 廃止・変更の場合は、道路に隣接する土地の、既存建築物の敷地の使用関係	1/250 又は 1/500

土地利用計画図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 指定道路の延長、幅員、勾配 3 すみ切り、転回広場の寸法 4 取付け道路の幅員及び取付け部分の構造 5 道路を利用する土地の形状、その土地に係る建築物の用途、敷地の区画割及び面積 6 廃止・変更の場合は、その道路の位置と、廃止・変更後の予定建築物を含む建築物の敷地の使用関係 	1/250 又は 1/500
求積図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 指定道路及びこれを利用する土地の面積 	1/250 又は 1/500
排水計画図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 排水区域の境界 3 側溝等排水施設の位置、形状、各寸法 4 勾配、流水方向、吐口位置 5 放流先の名称、構造及び寸法 	1/250 又は 1/500
道路縦横断面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 指定道路の幅員、延長 3 路面等の構造等詳細 4 側溝の位置、形状、寸法等 	1/250 又は 1/500
橋等構造図	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定道路内の橋等 	1/30～1/50

- * 1 各図面中、指定道路については“赤”で、これを利用する土地の範囲については“青”でそれぞれ明示する。
- * 2 各図面の大きさは、A 4 又は A 3 とする。
- * 3 各図面には、作成年月日（公図の場合には法務局での謄写年月日）及び建築士、測量士又は土地家屋調査士等の資格を有する場合にはその資格を付記し、作成者の記名を行うこと。

(3) 承諾書等の作成（築造計画書はエ（キ）のみ添付すること）

ア 承諾を必要とする範囲

- (ア) 道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者
- (イ) 公園等に接続する場合には、当該公園等の管理者
- (ウ) 排水の放流先が接続道路以外の場合には、その排水施設等の権利者
- (エ) 当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者

イ 承諾を必要とする権利者

所有権、永小作権、賃借権、使用借権、地役権、採石権、質権、抵当権、入会権及び仮登記権を有する者、その他市長が必要と認める者。

ただし、ア（イ）については、所有者又は管理者等通り抜け又は接続する事を承諾する権限を有する者。

また、これらの権利については登記がなされていない場合でも、契約書その他によって権利が証明される場合には、その者を含むものとする。

ウ 承諾書

- (ア) その権利の存する地名、地番を記載し、承諾年月日、承諾者の住所を記載し、署名捺印する。
ただし、これらの者が法人の場合には、記名捺印とすることができるものとする。
また、印鑑は登録印を使用すること。
- (イ) 権利者について親権者、法定代理人がいる場合には、その旨を記載し、（ア）と同様に取り扱うものとする。
- (ウ) （3）ア（エ）についてはその管理する道となる土地の地名、地番を記載し、承諾年月日、承諾者の住所を記載し、署名捺印する。

エ その他の添付書類

- (ア) 申請書、承諾書等に捺印された印鑑の印鑑登録証明書（概ね3ヶ月以内のもの。）
- (イ) 道路となる土地の各筆の土地登記簿謄本（概ね3ヶ月以内のもの。）
- (ウ) 道路となる土地に公有地が含まれる場合は、払い下げ、借用等指定道路とすることを許可された事を証する書類の写し
- (エ) 道路となる土地に農地が含まれる場合は、農地転用許可証、農地転用届出書等の写し
- (オ) 土地の権利者が死亡により不在で、承諾について共同相続人が行う場合には、共同相続人であることを証する書面
- (カ) 親権者、法定代理人がいる場合には、親権者、法定代理人であることを証する書面
- (キ) 道路となる土地に交通事故防止対策のための停止線等の設置が必要となるか、警察や道路管理者との協議を行った議事録（協議者名、協議年月日、協議内容を記載する。）
- (ク) その他必要な書面、資料

3 道路の変更・廃止

- (1) 道路の変更又は廃止を受ける道路に関して権利を有する者の承諾を受け、その承諾書を添付すること。
- (2) 道路の位置の変更の場合は、当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添付すること。
- (3) 道路の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が建築基準法第43条第1項の規定又は同条第3項に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、その道路に接する敷地の土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者の承諾を受け、その承諾書を添付すること。
- (4) 承諾を必要とする権利者及び承諾書の作成方法は、2(3)イ及びウと同様に取り扱うものとする。
- (5) その他の添付書類
 - ア 申請書、承諾書等に捺印された印鑑の印鑑登録証明書（概ね3ヶ月以内のもの。）
 - イ 変更・廃止する道路の土地登記簿謄本（概ね3ヶ月以内のもの。）
 - ウ 土地の権利者が死亡により不在で、承諾について共同相続人が行う場合には、共同相続人であることを証する書面
 - エ 親権者、法定代理人がいる場合には、親権者、法定代理人であることを証する書面
 - オ その他必要な書面、資料

附 則

この申請書及び添付図書作成要領は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前に、新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年9月25日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前に、新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の日前に、改正前の新潟市道路位置指定要綱第5条の規定による受理通知の交付を受け又は同要綱第9条の規定による指定通知の交付を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。